

平成 29 年度 独立行政法人農業者年金基金 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人農業者年金基金は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 29 年度独立行政法人農業者年金基金調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 競争性のない随意契約

農業者年金基金における平成 28 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 33 件、契約金額は 6.9 億円である。また、競争性のある契約は 25 件(75.8%)、3.7 億円(53.2%)、競争性のない契約は 8 件(24.2%)、3.2 億円(46.8%)となっている。

競争性のない随意契約は、平成 26 年度と比較して 1 件減少し、8 件となった。

表 1 平成 28 年度の農業者年金基金の調達全体像

(単位: 件、億円)

	基準年度(H26)		前年度(H27)		当年度(H28)		比較増△減(対H26)		比較増△減(対H27)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(62.5%) 20	(52.6%) 2.9	(69.7%) 23	(50.0%) 2.5	(69.7%) 23	(49.2%) 3.4	(15.0%) 3	(19.1%) 0.5	(0.0%) 0	(35.8%) 0.9
企画競争・公募	(9.4%) 3	(4.2%) 0.2	(9.1%) 3	(6.8%) 0.3	(6.1%) 2	(4.0%) 0.3	(△33.3%) △1	(22.1%) 0.1	(△33.3%) △1	(△19.0%) △0.1
競争性のある 契約(小計)	(71.9%) 23	(56.7%) 3.1	(78.8%) 26	(56.8%) 2.9	(75.8%) 25	(53.2%) 3.7	(8.7%) 2	(19.4%) 0.6	(△3.8%) △1	(29.2%) 0.8
競争性のない 随意契約	(28.1%) 9	(43.3%) 2.4	(21.2%) 7	(43.2%) 2.2	(24.2%) 8	(46.8%) 3.2	(△11.1%) △1	(37.5%) 0.9	(14.3%) 1	(49.1%) 1.1
合 計	(100%) 32	(100%) 5.5	(100%) 33	(100%) 5.0	(100%) 33	(100%) 6.9	(3.1%) 1	(27.2%) 1.5	(0.0%) 0	(37.8%) 1.9

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各計数欄の()書きは、当該年度の合計件数・金額に占める割合である。(但し、(注3)を除く。)

(注3) 比較増△減欄の()書きは、増減率である。

(2) 一者応札・応募

農業者年金基金における平成 28 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 8 件(32.0%)、契約金額は 2.7 億円(73.5%)である。

一者応札・応募となった契約は、平成 26 年度と比較して 2 件増加し、8 件となった。

これは、日本年金機構で発生した情報漏洩事案を契機に、当基金としても、情報セキュリティ関連の調達手続きに取り掛かったところ、複数の事業者が興味を示したものの、情報セキュリティ対策に係る政府統一基準を満たす事業者が少なかったこと等によるものである。

表 2 平成 28 年度の農業者年金基金の一者応札・応募状況

(単位: 件、億円)

		基準年度(H26)		前年度(H27)		当年度(H28)		比較増△減(対H26)		比較増△減(対H27)	
2者以上	件数	17	(73.9%)	21	(80.8%)	17	(68.0%)	0	(0.0%)	△4	(△19.0%)
	金額	0.7	(21.9%)	1.3	(44.8%)	1.0	(26.5%)	0.3	(44.4%)	△0.3	(△23.4%)
1者	件数	6	(26.1%)	5	(19.2%)	8	(32.0%)	2	(33.3%)	3	(60.0%)
	金額	2.4	(78.1%)	1.6	(55.2%)	2.7	(73.5%)	0.3	(12.3%)	1.1	(71.9%)
合 計		23	(100%)	26	(100%)	25	(100%)	2	(8.7%)	△1	(△3.8%)
		3.1	(100%)	2.9	(100%)	3.7	(100%)	0.6	(19.4%)	0.8	(29.2%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争性のある契約(競争入札、企画競争、公募)の合計である。

(注3) 各計数欄の()書きは、当該年度の合計件数・金額に占める割合である。(但し、(注4)を除く。)

(注4) 比較増△減欄の()書きは、増減率である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、業務システム及び外部委託業務の調達関係の分野等について、調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

（1）業務システムに関する調達

農業者年金記録管理システム等に関する調達について、以下の取組を実施することで、適正な調達を目指す。【競争性のない随意契約及び一者応札・応募については、それぞれ平成26年度の実績件数を上回らない】

- ① 入札等における公告期間の十分な確保
- ② 業務準備期間の十分な確保
- ③ 入札参加業者の掘り起し
- ④ 応募要件・仕様書の内容等の見直し

（2）各種通知書等の印刷・封入封緘等の外部委託業務に関する調達

個人宛通知、受託機関向け資料の作成発送の業務委託に関する調達等について、以下の取組に努めることにより、業務の適正化及び経費の節減を目指す。【複数年度契約の積極的な導入】

- ① 履行期間の十分な確保
- ② スケールメリットを生かした経費節減の検討

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

（1）随意契約に関する内部統制の確立

競争性のない随意契約案件については、事前に法人内に設置された契約審査委員会に付議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。

【競争性のない随意契約案件の審査状況】

（2）不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 各室課において作成したマニュアルに基づき、業務を執行する。なお、マニュアルの内容については、必要に応じ、隨時改定を行うこととする。

【マニュアルの運用状況】

- ② 職員研修等により、適正な調達手続きについて、職員への周知徹底を図ることとする。

【適正な調達手続きについての研修の実施状況】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、原則、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

（1）推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を委員長とする契約審査委員会を活用し、調達等合理化にも取り組むものとする。

委員長	総務担当理事
委員長代理	業務担当理事
委員	企画調整室長、総務部長、業務部長、資金部長、数理・情報技術役、CIO 補佐官

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、農業者年金基金のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。